

広島県水道広域連合企業団管理規程第 13 号

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 7 月 7 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団就業規則（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児又は介護を行う企業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第23条 （略） 2 （略） 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある企業職員が、第1項の規定により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした企業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第19条第3項に規定する勤務をさせてはならない。</u> 4 前3項の規定は、第35条第1項第1号に規定する要介護者の介護をする企業職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある企業職員（企業職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号に掲げる者に該当する場合における当該企業職員を除く。）が、次条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある企業職員が、第1項の規定により、当該子を養育」とあるのは「第35条第1項第1号に規定する要介護者のある企業職員が、次条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした企業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。</u>	（育児又は介護を行う企業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第23条 （略） 2 （略） 3 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する企業職員が、第1項の規定により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした企業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第19条第3項に規定する勤務をさせてはならない。</u> 4 前3項の規定は、第35条第1項第1号に規定する要介護者の介護をする企業職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある企業職員（企業職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号に掲げる者に該当する場合における当該企業職員を除く。）が、次条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第35条第1項第1号に規定する要介護者のある企業職員が、次条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前条第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある企業職員が、第1項の規定により、当該子を養育」とあるのは「第35条第1項第1号に規定する要介護者のある企業職員が、前条第1項の規定により、当該要介護者を介護」と、前項中「3歳に満たない子を養育する企業職員が、第1項の規定により、当該子を養育」とあるのは「第35条第1項第1号に規定する要介護者のある企業職員が、第1項の規定により、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした企業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあ</u></u>

(育児又は介護を行う企業職員の時間外勤務制限の請求手続等)
第25条 (略)
2—6 (略)
7 (略)
(1) (略)
(2) (略)
ア—イ (略)
ウ 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

(年次有給休暇の単位)
第31条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
3—4 (略)

(特別休暇)
第32条 (略)
2—11 (略)
12 第32条第1項の表第9号、第11号、第13号、第14号、第16号、第17号及び第18号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。
13 (略)

(短時間会計年度任用職員の特別休暇)
第33条 (略)
(1) 次の表第17号から第19号まで又は第20号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員
ア (略)
イ (略)
(2) 次の表第20号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する短時間会計年度任用職員
ア (略)
イ (略)

休暇を受ける場合	期間
(1)―(7) (略)	(略)
(8) <u>公務上の又は通勤（広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成20年広島県市町総合事</u>	<u>医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間</u>

るのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う企業職員の時間外勤務制限の請求手続等)
第25条 (略)
2—6 (略)
7 (略)
(1) (略)
(2) (略)
ア—イ (略)
ウ 当該請求に係る子が3歳に達した場合

(年次有給休暇の単位)
第31条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
3—4 (略)

(特別休暇)
第32条 (略)
2—11 (略)
12 第32条第1項の表第9号、第11号、第13号、第14号、第16号、第17号及び第18号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。
13 (略)

(短時間会計年度任用職員の特別休暇)
第33条 (略)
(1) 次の表第16号から第18号まで又は第20号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員
ア (略)
イ (略)
(2) 次の表第19号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する短時間会計年度任用職員
ア (略)
イ (略)

休暇を受ける場合	期間
(1)―(7) (略)	(略)

<u>務組合条例第6号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病</u>	
(9) <u>負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）（前号に掲げるものを除く。）</u>	(略)
(10) (略)	(略)
(11) <u>女子職員が生理により勤務することが困難であると認められる場合</u>	<u>1回の生理期間につき2日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間</u>
(12)―(22) (略)	(略)

2 前項の表第9号に規定する医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間は、次の表左欄に掲げる短時間会計年度任用職員の区分に応じ、右欄に掲げる当該期間とする。

(略)	(略)
-----	-----

3 (略)

4 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により短時間会計年度任用職員として新たに任用される場合における短時間会計年度任用職員として新たに任用される期間について第1項の表第9号、第17号、第20号及び第21号並びに前項の表第3号の規定を適用するときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項の表第9号	(略)	第2項の表に定める期間から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、第32条第1項の表第8号に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇（ <u>公務上の又は通勤（広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成20</u>
----------	-----	---

(8) <u>負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）</u>	(略)
(9) (略)	(略)
(10) <u>女子職員</u> の生理	2日を超えない範囲内において <u>その都度必要と認める期間</u>
(11)―(21) (略)	(略)

2 前項の表第8号に規定する医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間は、次の表左欄に掲げる短時間会計年度任用職員の区分に応じ、右欄に掲げる当該期間とする。

(略)	(略)
-----	-----

3 (略)

4 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により短時間会計年度任用職員として新たに任用される場合における短時間会計年度任用職員として新たに任用される期間について第1項の表第8号、第16号、第19号及び第20号並びに前項の表第3号の規定を適用するときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項の表第8号	(略)	第2項の表に定める期間から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、第32条第1項の表第8号に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期間（当該承認を受けた日数が第2項の表に定める期間を
----------	-----	--

		年広島県市町総合事務組合条例第6号)第2条の2第1項に規定する通勤をいう。)による負傷又は疾病によるものを除く。)の承認を受けた日数を減じた期間(当該承認を受けた日数が第2項の表に定める期間を上回る場合は、0日とする。)
第1項の表第17号	(略)	(略)
第1項の表第20号	(略)	(略)
第1項の表第21号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5—6 (略)

7 第1項の表第9号、第11号、第17号から第19号まで及び第21号並びに第3項の表第3号に規定する特別休暇(以下「短時間特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の右欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

8 (略)

(介護休暇の種類等)

第35条 介護休暇は、次に掲げる場合における休暇とする。

- (1) 企業職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次のア又はイのいずれかに該当する者(第39条の2第1項において「配偶者等」という。)で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
ア—イ (略)

(2) (略)

		上回る場合は、0日とする。)
第1項の表第16号	(略)	(略)
第1項の表第19号	(略)	(略)
第1項の表第20号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5—6 (略)

7 第1項の表第8号、第16号から第18号まで及び第20号並びに第3項の表第3号に規定する特別休暇(以下「短時間特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の右欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

8 (略)

(介護休暇の種類等)

第35条 介護休暇は、次に掲げる場合における休暇とする。

- (1) 企業職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次のア又はイのいずれかに該当する者で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

ア—イ (略)

(2) (略)

2—8 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った企業職員に対する意向確認等)

第39条の2 任命権者は、企業職員が配偶者等が当該企業職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該企業職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該企業職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、企業職員に対して、当該企業職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第39条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 企業職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(子育て支援部分休暇)

第40条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、30分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員、第37条第1項に規定する介護時間を承認されている職員、第39条第1項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は育児休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(旅費)

第48条 企業職員が出張を命ぜられたときは、広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（令和7年広島県水道広域連合企業団管理規程第17号）の定めるところにより旅費を支給する。

2—8 (略)

(子育て支援部分休暇)

第40条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、30分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員、第37条第1項に規定する介護時間を承認されている職員、前条第1項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は育児休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(旅費)

第48条 企業職員が出張を命ぜられたときは、広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の定めるところにより旅費を支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。